

『第二次東大和市環境基本計画』（素案）に対するパブリックコメントを実施します。

東大和市では、平成19（2007）年3月に平成28（2016）年度までの10年間を計画期間として「東大和市環境基本計画」（以下「第一次計画」といいます。）を策定し、その後、平成23（2011）年度に計画の見直し（環境に関わる施策内容の一部を変更）を行いました。

第一次計画は、目標年度を平成28（2016）年度としていますが、この間、平成23（2011）年3月に発生した東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故による環境汚染及び稼働停止などによるエネルギー需給のひっ迫化を起因として、省エネルギーや再生可能エネルギー導入の取組みが進展しました。一方、国際社会に目を向ければ新しい地球温暖化対策の枠組みが合意されるなど、東大和市を取り巻く環境や社会情勢が大きく変化しています。これらの変化を的確にとらえ、また第一次計画の進捗状況等を踏まえ、平成29（2017）年度から始まる第二次環境基本計画（以下「本計画」といいます。）を策定することとします。

このたび、本計画の素案を取りまとめましたので、お知らせするとともに、皆さんから広く意見をいただくため、次の方法でパブリックコメントを実施します。

1 第二次東大和市環境基本計画策定の目的

市は、平成16（2004）年12月に「東大和市環境基本条例」を制定し、環境保全の基本理念や市、事業者、市民の責務を明らかにするとともに、良好な環境を確保し、持続的発展が可能な社会を目指すことを掲げました。

東大和市環境基本条例第7条に基づき、環境基本計画は同条例の基本理念を実現するため、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とします。また、同条例第7条第2項に基づき、「環境の保全に関する目標」「環境の保全に関する施策の基本的な方向」「そのほか環境保全に関する施策の推進のために必要な事項」を定めるため、本計画を策定します。

2 素案の内容

第二次東大和市環境基本計画（素案）

3 素案に対する基本的な考え方

本計画は、東大和市環境基本条例第7条に基づき策定するものであり、市政の基本的方向と取組み内容をまとめた第二次基本構想（改訂）・第四次基本計画を、環境の視点から具体的に展開していく計画です。

本計画上の「環境」の範囲は、水や緑、生物などの自然環境、資源やエネルギー、まちの快適性などの生活環境、地球温暖化、オゾン層の破壊といった地球環境などの要素だけでなく、課題解決に向けた取組み方まで幅広くとらえることとしています。

第一次計画の進捗状況、社会情勢の変化、計画策定にあたっての主要課題などを踏まえ、施策体系、施策、市による取組み、環境指標・目標などについて見直しを行いました。

また、体系に沿い、「施策方針」ごとに「環境の現状・課題」を確認したうえで、今後10年間を見通した「施策」を示すとともに、当面実施する「市による取組み」を例示しました。

本計画を策定するにあたりまして、東大和市環境保全審議会に諮問をし、中間答申をいただいております。

本計画の素案では、次の望ましい環境像と5つの基本目標を設定しました。

望ましい環境像

人と自然が共生する豊かな環境を育み、次の世代に引き継げるまち

基本目標

狭山丘陵をはじめ水と緑を保全・活用し、生きものと共生するまち
循環型社会の形成を進める地球にやさしいまち

環境負荷を低減し、健康で安心して住み続けられる快適なまち

環境を学び、体験し、持続可能な社会を担う人づくりを進めるまち
協働・連携の輪を広げ、環境保全をみんなで推進していけるまち

4 意見を提出できる方

- (1) 市内在住の個人
- (2) 市内に事業所等を有する個人
- (3) 市内に事業所等を有する法人等
- (4) 市内在勤の個人
- (5) 市内在学の個人
- (6) 当該施策に利害関係があると認められる個人
- (7) 当該施策に利害関係があると認められる法人等

5 意見の提出期間

平成28年8月15日（月）から9月13日（火）まで（必着）

※期間終了後に提出された意見については、パブリックコメントとしての意見としてお受けできませんのであらかじめご了承ください。

6 資料の閲覧方法

- (1) 東大和市公式ホームページ
- (2) 文書閲覧 環境部環境課（東大和市役所3階7番窓口）

7 意見の提出先、方法及び提出様式等

- (1) 提出先
環境部環境課

- (2) 提出方法

次のいずれかの方法により、提出してください。

- ・書面の持参 環境部環境課（東大和市役所3階7番窓口）
- ・郵送 〒207-8585 東大和市中心3-930 東大和市環境部環境課宛て
- ・FAX 042-563-5931
- ・電子メール kankyoh@city.higashiyamato.lg.jp

- (3) 提出様式等

様式は自由です。別紙に意見書の参考様式を用意しておりますので、適宜ご利用ください。

なお、提出の際には次に掲げる事項を明記してください。

ア 市内在住の個人 住所及び氏名

イ 市内に事業所等を有する個人 事業所等の名称、所在地及び氏名

ウ 市内に事業所等を有する法人等 事業所等の名称、所在地、団体名及び代表者氏名

エ 市内在勤の個人 勤務する事業所等の名称、所在地及び氏名

オ 市内在学の個人 在学する学校の名称、所在地及び氏名

カ 当該施策に利害関係があると認められる個人 利害関係を有することが明らかにできる
事項、住所及び氏名

キ 当該施策に利害関係があると認められる法人等 利害関係を有することが明らかにできる
事項、所在地、団体名及び代表者氏名

8 提出された意見等を公表する時期

寄せられた意見の概要や意見に対する市の考え方等は、平成28年10月末までに東大和市公式ホームページで公表する予定です。なお、公表にあたっては、住所、氏名等の個人情報を除きます。

9 注意事項

- ・電話及び窓口での口頭による意見はお受けできません。
- ・意見をいただいた方への個別の回答は行いませんので、あらかじめご承知おきください。